改正後	改正前
20　農林漁業法人等投資育成事業以外の業務 農林漁業法人等投資育成事業の業務を行う場合にあっては、当該業務が農林漁業法人等投資育成事業の適正かつ確実な遂行を妨げないことを確保するため講ずる措置について記載すること。なお、農地法第二条第三項に規定する農地所有適格法人への出資を行う承認会社にあっては、農林漁業法人等投資育成事業及び当該事業に附帯する事業以外の事業を行うことはできない。	20　農林漁業法人等投資育成事業以外の業務 農林漁業法人等投資育成事業の業務を行う場合にあっては、当該業務が農林漁業法人等投資育成事業の適正かつ確実な遂行を妨げないことを確保するため講ずる措置について記載すること。
21　（略）	21　（略）

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○農林水産省令第十五号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十六条の六の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

農林水産大臣　江藤　拓

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
別表八（第三十五条の十二関係）	別表八（第三十五条の十二関係）
第一　有害動物	第一　有害動物
(一)　節足動物	(一)　節足動物
Bactrocera cucurbitae（ウリミバエ）	*Bactrocera cucurbitae*（ウリミバエ）
Bactrocera dorsalis species complex（ミカンコミバエ種群）	*Bactrocera dorsalis species complex*（ミカンコミバエ種群） （新設）
Bactrocera tau（セグロウリミバエ）	
Bactrocera tryoni（クインスランドミバエ）	*Bactrocera tryoni*（クインスランドミバエ）
Ceratitis capitata（チチュウカイミバエ）	*Ceratitis capitata*（チチュウカイミバエ）
Cydia pomonella（コドリンガ）	*Cydia pomonella*（コドリンガ）
Cylas formicarius（アリモドキゾウムシ）	*Cylas formicarius*（アリモドキゾウムシ）
Euscepes postfasciatus（イモゾウムシ）	*Euscepes postfasciatus*（イモゾウムシ）
Leptinotarsa decemlineata（コロラドハムシ）	*Leptinotarsa decemlineata*（コロラドハムシ）
Mayetiola destructor（ヘシアンバエ）	*Mayetiola destructor*（ヘシアンバエ）
Tuta absoluta（トマトキバガ）	*Tuta absoluta*（トマトキバガ）
(二)～(四)　（略）	(二)～(四)　（略）
第二　有害植物	第二　有害植物
(一)～(四)　（略）	(一)～(四)　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第二十一号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

経済産業大臣　武藤　容治